

エステティックサロンにおける 新型コロナウイルス対応ガイドライン

2021年10月12日

第4.2版

特定非営利活動法人 日本エステティック機構
一般社団法人 日本エステティック振興協議会

第4.2版への改訂にあたり

特定非営利活動法人 日本エステティック機構及び一般社団法人日本エステティック振興協議会は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2020年3月より全国のエステティックサロンを経営する事業者の皆様へ本ガイドラインによる徹底した衛生管理の実施及び特別措置法に基づく地方自治体からの要請等を踏まえて休業を含めた営業の自粛をお願いさせていただきました。また、2020年5月14日付で、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」に基づき事業者の皆様へ引き続き感染拡大防止への対応と「徹底した行動制限を緩和した地域」にて営業の再開を図る際に求められる対応のお願いを継続してご協力の要請をさせていただきました。皆様には格別なる御協力をいただいておりますことに対し衷心より感謝申し上げます。

ガイドラインについては、2020年3月10日に第1.0版、同3月19日に第2.0版として発表し、さらに同5月14日に発表された新型コロナウイルス感染対策専門家会議によるご意見を反映したものを同5月20日に第3.1版として改訂いたしました。

第3波の到来を経験し、感染拡大の新たなフェーズが到来しており、新型コロナウイルス感染症対策本部の新たな情報や、内閣官房からの『5つの場面』等の情報も更新されております。この度、換気ならびにアプリ等の利用促進も含め、第4.0版として改訂をいたしました。

なお本ガイドラインは、未だ将来的な新型コロナウイルス感染状況の予想が困難なため、感染の再拡大による厳格化、また逆に感染が完全にコントロールされた地域においての更なる緩和を実施となる可能性もありますので、今後の各地域の感染状況を踏まえて、また国が提示する「新たな生活様式」についても参照しながら随時見直していく予定としております。

本ガイドラインは、川崎市健康安全研究所 岡部信彦所長（新型コロナ対策専門家会議メンバー）より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえ、また政府が提供する「ガイドライン確認の際のチェックリスト」に従い作成しております。

この感染症の特徴を踏まえ、エステティック業界としても対応をすることが必要です。エステティシャンは、お客様が人間としての尊厳を維持し、健康で美しく幸福であることを願っています。私たちエステティックに携わる者は、このような普遍的なニーズに応えるとともに、健康と美容を通して人々の心身に満足感を与え、社会に貢献することを使命としています。あらゆる年代の人々を対象としたヘルスケア産業のひとつとして、人々の心と身体の両面からの調和を考えています。また、エステティックサロンには、継続的にご来店くださるご高齢のお客様が多いのも特徴です。

2021年9月現在、新型コロナウイルスの変異株であるデルタ株等新たな変異株（アルファ株、ベータ株、ガンマ株、デルタ株、ミュー株等）の感染が拡大し続けており、これまでより一層厳しい対応が望まれております。

エステティックはお客様の肌に直接触れる仕事であることを十分に認識して、徹底した衛生管理を実践し感染拡大を防ぐことが重要です。エステティックサロンのお客様ならびにエステティシャンの生命と健康を守るために、業界共通の対応指針が必要不可欠であると考えます。

以上を踏まえて本ガイドラインを第4.2版として改訂いたしましたので全国のエステティックサロン事業者の皆様にはご高覧の上、格別なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお第4.1版において下線がある文書が第4.0版より加筆または修正された文書です。

また、4.2版においては、政府からの指示によるデルタ株等の変異株の流行による一層の感染拡大防止措置の追加記載、その他適切な表現への変更、及び以下の部分について加筆・修正をいたしました。

●以下、主な追記部分

・職場における検査の更なる活用・徹底を図る。

・感染者及び濃厚接触者となったスタッフの復職について 等

目次

I. エステティックサロンで考えられる新型コロナウイルスの感染リスク	5 ページ
II. エステティックサロンでの感染拡大防止のための対応	
1. お客様への対応	8 ページ
対応指針 1 : お客様への注意喚起を実施すること。	
対応指針 2 : 新型コロナウイルス感染症に関する国の注意喚起が解除されるまでの期間中の、通常営業時からの変更事項についても周知すること。	
対応指針 3 : 感染症関連のキャンセル等には、柔軟に対応をすること。	
対応指針 4 : 新型コロナウイルス感染者がサロンのお客様の中から発生した場合の情報開示について確認すること。	
2. 店舗の営業に関する対応	12 ページ
対応指針 5 : サロン内衛生確保・感染防止策の実施を徹底すること。	
3. スタッフの健康管理／処遇	17 ページ
対応指針 6 : スタッフの健康管理を徹底し、お客様とスタッフを守り、スタッフに対して公平で公正な処遇をすること。	
4. 緊急時の対応について	20 ページ
対応指針 7 : お客様に関する感染情報に接した場合の対処を徹底すること。	
5. お客様（コース契約者）への感染拡大防止期間中の対処	21 ページ
対応指針 8 : 予約キャンセル等への対処の仕方をあらかじめ決めておくこと。	
<u>6. 感染者及び濃厚接触者となったスタッフの復職について</u>	<u>22 ページ</u>
<u>対応指針 9 : 感染者、濃厚接触者の復職について</u>	
最後に	24 ページ
<参考>	

注) 本文書においては「エステティックサービス」を「役務」と表現しています。

I. エステティックサロンにおける新型コロナウイルスの感染リスク

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では感染拡大のリスクとして以下の事項が挙げられています。

一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。さらにデルタ株等の変異株の拡大を踏まえ、接触感染・飛沫感染・マイクロ飛沫感染の経路に応じた感染防止策を講じることも必要とされており。

また集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる、とされており、なるべく密集・密閉・密接のいずれも避けるように努める必要がある。

特に、以下のとおり、感染が高まる「5つの場面」に関しても十分留意をすべきものとされている。

感染が高まる「5つの場面」

「場面1」飲食を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染リスクを高める。

「場面2」大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事と比べて、感染のリスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食は、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

「場面3」マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。

「場面4」狭い空間の共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。

「場面5」居場所の切り替わり

- 仕事での休憩に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まる可能性がある。
- 休憩室、喫煙室、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

以上を踏まえてエステティックサロンにおける感染リスクは以下の通りと考えられる。

①密閉空間

- サロン内は役務室、待合室、スタッフルームも含め原則密閉空間である。
デルタ株等変異株の拡大を踏まえ、適切な空調設備を活用した常時換気又はこまめな換気（1時間2回以上、1回に5分間以上）を徹底する。
- 換気の際は、2方向に換気・吸気ができる窓やドアを開放し十分な換気を確保すること。また、空気の流れが滞る場合には換気扇や扇風機を用いた設備を備えていること。可能であれば換気装置を設置する。
- 必要に応じ、CO₂測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし1000ppm以下*を維持することも望ましい。
（*機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安。CO₂測定装置を設置する場合、室内の複数箇所で測定し特に換気が不十分となりやすい場所で部屋・間仕切毎に1台設置し床上75cm～150cm程度の人が呼吸する高さの位置に設置する。）
- 寒冷な場面の場合であっても、暖気を維持しながら、常時換気又はこまめな換気を徹底する。その際、換気量を維持しながら、暖気を保つため、こまめに大きく窓開けするのではなく、常時小さく窓開けする等の工夫は可とする。また、連続した部屋等を用いた外気を徐々に室内に取り込む2段階の換気やHEPAフィルター付きの空気清浄機*の使用やサーキュレーターの補助的併用も考えられる。
* JIS規格に準じたHEPAフィルターによるろ過式でかつ風量が5 m³/分程度以上の空気清浄機
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15102.html
（厚生労働省：冬場における「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法）
<https://este-la.com/wp-content/uploads/2020/06/image-3.png>
（厚生労働省：熱中症予防に留意した「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法）
- 適度な保湿（湿度40%以上）を維持するため、加湿器等の使用により換気しながら加湿を実施する。
- こまめな拭き掃除を実施する。

②密集場所

- 休憩時間や待合場所、車輛内部や共同生活空間等での密集回避。
- 密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、人数制限・動線の確保、正しいマスクの常時着用、大声や長時間の会話控え、換気、対人距離確保を徹底する。
- お客様同士が近距離に近すぎないように予約を調整し、また接客も最小人数のスタッフにより対応すること。
- スタッフルーム内等の店舗内で、スタッフの間隔はできる限り2mを目安に最低1mを確保すること。（フィジカル・ディスタンス（ソーシャルディスタンス）の実施）
- 上記の可能な程度の人員にてサロン運営を行うこと。

③密接場面

- サロン内は、お客様の肌に直接触れる様々な器具や用具をスタッフが使用するケースが考えられる。ウイルスは肌から直接感染するわけではないが、飛沫等で器具や用具が汚染する可能性があり、できる限り使い捨てのものに変更する、あるいは消毒を徹底することが必要である。なお消毒方法については、厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。
- デルタ株等の新たな変異株の拡大を踏まえ、正しいマスク着用と咳エチケットの周知・掲示徹底する。
- エステティシャンとおお客様の飛沫がお互いに暴露しないよう最大限の工夫や対策を講じること。具体的には、役務提供時にも可能な限りお客様にもマスクの正しい着用を促し、スタッフはマスクに加え眼鏡・ゴーグルやフェイスガードなど器具を使うことも考えられる。なお、マスクは飛沫感染防止の徹底を図るため隙間ができないように正しく装着し、品質の確かな、飛沫防止性能の高いもの（サージカルマスクまたは不織布マスク）を使用することを徹底し、会話をできるだけ短くするようにも努めること。
- 会話の声を大きくしないようにも努め、店内の BGM の音量も上げすぎないように留意する。
- 役務提供時は手袋着用が望ましいが、着用しない場合は、役務提供後どこにも触れることなく、手洗いまたは消毒を行うことが重要である。役務提供中は手指消毒を工程の合間に必ず行う。
- また、お客様の飛沫が触れた可能性のある用具等を片付ける際には、役務提供の合間であっても手袋を装着すべきである。手袋を外した後も手洗い・手指衛生などを行う。

以上

Ⅱ. エステティックサロンでの感染拡大防止のための対応

1. お客様への対応

対応指針1： お客様への注意喚起を実施すること。

- ① お客様への来店時の注意事項並びに、体調が思わしくない時等は来店を遠慮して頂くなどを、ホームページ、SNS、店頭掲示、書面配布等で呼びかけ、注意の徹底を強く求めること。

ご案内文の例文を以下に提示します。こちらを参考にして、各店舗においてお客様への注意喚起を実施すること。

《例文》

新型コロナウイルス デルタ株等新たな変異株による感染の拡大を防ぐため、お客様には以下の点をご理解・厳守いただきますよう強くお願い申し上げます。ご自身で該当すると感じたお客様は、電話でご一報いただきたくお願い申し上げます。また、ご来店の際は、マスク（できれば不織布マスク）の正しい着用をお願い申し上げます。

次の症状がある方、該当する点があるお客様は来店をお控えください。なおいわゆる花粉症や鼻炎などでくしゃみ等の症状がある方は専門医を受診され来店前に症状を抑えていただくようお願い申し上げます。

- 風邪の症状（くしゃみや咳が出る）がある方
- 熱がある方。
- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある方。
- 咳、痰、または胸部に不快感のある方。
- 強い味覚・嗅覚障害がある方。
- 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等への渡航者の方、並びに当渡航者との濃厚接触がある方
- 過去14日以内に、新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団感染）が発生したとされる場所を訪れた方。
- 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる方。
- その他新型コロナウイルス感染可能性の症状がある方。
- 1週間前くらいまでにインフルエンザ・ノロウイルス等にかかっていた方。
- また、糖尿病、心臓疾患、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、人工透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方等については、新型コロナウイルスに感染しますと重症化の可能性があるため、エステティックサロン来店の可否について必ず主治医にご相談の上ご来店ください。
- なお、地域の学校で学級（学校）閉鎖などが行われた際は、乳幼児・学童・中学生及び高校生の方を同伴されてのご来店はご遠慮ください。

- 以上はあくまでも例ですので、こちらを参考に各サロンの立地、設備、メニュー、最新の保健所やその他の行政機関からの通達等の諸条件を考慮し、適切な注意喚起をすること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html



(QR コード)

② 新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールの推奨

- 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、新型コロナウイルス感染症対策テックチームと連携して、スマートフォン用新型コロナウイルス接触確認アプリ COCOA^{※1}を提供しています。積極的にお客様のスマートフォンへのインストールの推奨^{※2}をお願いいたします。

※1 COVID-19 Contact Confirming Application

※2 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

アプリは以下 QR コードよりインストールしてください。

(iphone 以外)
Google Play

(iphone)
App Store



- 携帯電話の使用を控える場面でも、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、可能な限り電源及び Bluetooth を on にした上で、マナーモードにて使用してください。医療機関等で、携帯電話の電源及び Bluetooth を on にすることによる悪影響がある場合には、それを優先してください。
- 「COCOA」以外でも接触感染確認を通知するアプリが各自治体で推奨されている場合があるので積極的に利用することも推進してください。

(参考：自治体の公式アカウントについて)

お住まいの地域に応じたアカウントに登録し、アンケートに答えていただくと、その結果をもとに健康状態にあわせた情報提供や適切な行動のサポートが受けられます。また、よくある質問や最新情報の確認、LINE 上で医師に相談できるサービスもご利用いただけます。



QR コード：LINE の自治体公式アカウント)

- 可能であれば、利用者の QR コード読取の導入も推奨されます。

- ③ 新型コロナウイルスワクチン接種された方への対応
- 新型コロナウイルスワクチンを接種された方及び接種予定の方には、役務提供の安全性を確保することが目的であることを告げた上で事前にサロンにお申し出いただき、接種日または接種予定日、及び来店予約日を確認すること。
 - 新型コロナウイルスワクチン接種された方に関しては、原則はインフルエンザワクチンの接種者と同様に接種当日の役務提供は避けること。
 - 接種後1週間程度の間は、副反応とみられる症状(注射した部分の痛み、疲労、頭痛、筋肉や関節の痛み、寒気、下痢、発熱等)が発症していないかを必ず確認し、副反応の症状がみられる場合は役務提供を避けること。または、サロンにお申し出いただきご来店を控えていただくこと。(医療機関等への受診や相談をご検討いただく)
 - ワクチン接種により、本人へのコロナウイルス感染を防ぐことができる場合においても、ワクチン接種者を介してワクチン未接種者が感染してしまう危険性は存在します。また、変異種の中には特定のワクチンでは効果のない株の存在の懸念もあり、現状においてはワクチン接種済みのお客様に対しても、未接種のお客様と同様の対応をする必要があります。
 - その他、ワクチン接種者への対応は今後厚労省からの情報を定期的に確認すること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html

- ④ なお国内の感染状況は以下厚生労働省のHPでこまめに確認すること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei



(QRコード)

- ⑤ 過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要と発表されている国・地域等については、常に変化しています。以下の外務省HPを参照し、最新の情報の把握に務めること。

- 外務省海外安全情報

<https://www.anzen.mofa.go.jp/readme/readme.html>



(QRコード)

- 各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country_count.html



(QRコード)

対応指針2： 新型コロナウイルス感染症に関する国の注意喚起が解除されるまでの期間中の、通常営業時からの変更事項についても周知すること。

スタッフのマスク装着の感染予防対策やサロンの営業時間の変更、あるいは特定の役務の提供中止等について事前に告知すること。スタッフの健康管理や生活維持もエステティックサロンにとっては重要な責務であり、流通の乱れにより、化粧品等の在庫に支障があるケースもある。そのための対応を事前にお客様に周知しご理解をいただくこと。

対応指針 3 : 感染症関連のキャンセル等には、柔軟に対応をすること。

継続的な役務の提供の契約を行っていただいているが、感染症関連の理由により来店ができないお客様に対しては、キャンセル料の緩和もしくは無償化及び役務提供期間の延長などによりお客様の不利益にならないような対応をサロン毎に事前に検討し告知すること。

対応指針 4 : 新型コロナウイルス感染者がサロンのお客様の中から発生した場合の情報開示について確認すること。

感染者が発生した際の他のお客様への連絡方法について事前に確認すること。そのためにはできるだけ連絡先などを教えておいていただくこと。
連絡の範囲・内容等については、保健所等の行政機関の指示に従うことをお客様に周知し理解を得る。感染した本人以外のお客様に関する情報も、保健所等の要請により行政に報告する場合があることについても、あらかじめお伝えしておくこと。なおその他の目的には使用しない旨も同時にお伝えすること。

2. 店舗の営業に関する対応

対応指針5： サロン内衛生確保・感染防止策の実施を徹底すること。

エステティックサロンにおける衛生管理は、エステティックサロンを清潔に保ち、サロンにおける感染の発生を防ぐことを目的としている。現状では通常以上の徹底を図る衛生管理を行うことが必要である。

以下、公益財団法人 日本エステティック研究財団発行「エステティックの衛生基準」に基づくサロン内の衛生管理を徹底すること。サロン内の衛生管理には換気、照明等の点検等も含まれる。

(巻末参照)

公益財団法人 日本エステティック研究財団
「エステティックの衛生基準」参照
<http://www.jerf.or.jp/eiseikijun/index.html>



(QRコード)

なお、新型コロナウイルスの感染対策としては特に以下の事項を徹底すること。

- サロン店舗内にウイルスを紛れ込ませないことが重要であり、その対策を行うこと。
- サロンにおける手洗い・手指消毒を徹底し、お客様が触れる箇所については、徹底した消毒を行うこと。また、使用する薬品類は所定の場所に保管し、その取り扱いに十分注意すること。希釈して使用するものは、その都度調整し、希釈したものを使い置きしないようにする。

以上を徹底するために、上記「エステティックの衛生基準」の実施に加えて以下の事項も実施すること。なお消毒方法等の具体的な方法は「エステティックの衛生基準」を参照のこと。

デルタ株等の新たな変異株の拡大を踏まえ、施設内共用部（出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室）や、ウイルスが付着した可能性のある場所（トイレ、手すり、テーブル・椅子等）の定期的かつこまめな消毒を徹底する。

① 密集の回避

- 人が滞留しないよう動線を確認する。
- 休憩室やトイレ等混雑が予想される場合には、同時に使用できる人数等を必要に応じ制限するとともに、人と人との十分な間隔を空けた整列を促すなど対策を行う。

- 車輻内部や共同生活空間でも正しいマスクの常時着用を行い、大声や長時間の会話を控えること、また換気の徹底、可能な限り対人距離の確保等を図ること。

② サロン店舗入口

- ドアノブ等、お客様が触れる箇所は、お客様来店毎に、あるいは1時間に1回の頻度で消毒すること。
- 来店されるすべてのお客様にマスクをしての入店をお願いしている旨を伝え、されていच्छゃらないお客様へはサロン入り口で事前に準備しておいたマスクをお渡しし、必ずマスク着用で入店して頂く。

③ サロン来店者

- 来店されるすべてのお客様に本対応指針1で作成した「お客様への注意喚起」の資料を基に確認を行うこと。
- 事前に検温した上での来店をお願いし、また来店されたお客様の体温を体温計などで確認をするなどをして、発熱症状があるお客様の入店をお断りできるようにすること。
- 上記の確認により「お客様への注意喚起」に該当する場合は、ご理解をいただいたうえお帰りいただくよう徹底すること。
- 高齢のお客様については、より慎重で徹底した対応を行うこと。

④ 更衣室・手洗い場・シャワールーム等の設備

- お客様同士の感染を防ぐ為に、複数のお客様が出入りする場所の清掃、消毒を通常以上に徹底すること。
- 掃除時は使い捨て手袋を着用すること。
- 手洗い設備及び水道、トイレ、出入り口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所について、お客様毎の消毒、または最低1時間に1度の頻度での消毒を行うこと。なお手洗い設備はできるだけトイレ内にも設置することが望ましい。
- 巡回清掃の実施及び実施管理記録の保存を徹底すること。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- 使用後は手洗いを徹底するようにし、手洗い後は、使い捨てのペーパータオルを使用し、使用済みのペーパータオルは、蓋付のゴミ箱に捨てること。
- ハンドドライヤーについては最近のエビデンスに基づき、メンテナンスや清掃等の契約等を確認し、また、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃されていることを確認する場合には、使用を可とする。

⑤ 接客コーナー・カウンセリングコーナー

- 清掃、消毒を通常以上に徹底すること。
- 出入り口のドアノブ、テーブル、椅子など不特定多数が触れる箇所はお客様のご来店毎に消毒を実施すること。清掃の実施及び実施管理簿の設置を徹底すること。
- 接客時及びカウンセリング時にはお客様と対面で座らず、顔の正面より最低1m以上出来れば2m以上の確保を心がけること。もしくは、アクリル板・透明ビニールカーテン（※）などで遮蔽すること。

（※）火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないこと。ただし、上記の場所への設置が感染予防対策上必要な場合には、燃えにくい素材（ポリ塩化ビニール製やポリカーボネート製のもの。また、（公財）日本

防災協会が定める防災性能基準に適合する防災製品や材料など、防災製品ラベルが貼付されているもの。)を使用すること。また、非常時の排煙の妨げになる箇所への設置は避けること。

- カウンセリング時は、「感染リスクが高まる「5つの場面」の「場面3」マスクなしでの会話：マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。」ことを想定し、スタッフとお客様の両者がマスクを着用すること。スタッフはマスクの正しい着用に加え、眼鏡・ゴーグルやフェイスガードなどの器具の使用を検討すること。なお、できるだけ会話の時間を短めにすることを心掛け、声の音量も控えめにすること。
- 飲み物等を提供する際は、使い捨ての容器を使用すること。やむを得ず、カップやグラス等を使用する場合は、特に洗浄・消毒を徹底すること。

⑥ 役務室及びエリア

- 役務時は、「感染リスクが高まる「5つの場面」の「場面3」マスクなしでの会話：マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。」ことを想定し、スタッフとお客様の両者がマスクを着用すること。スタッフはマスクの正しい着用に加え眼鏡・ゴーグルやフェイスガードなどの器具の使用を検討すること。また役務内容においてお客様がマスクを使用することが困難な場合は会話を最小限度とすること。
- 室内の清掃・消毒を通常以上に徹底すること。
- 手洗い設備、出入り口のドアノブなど不特定多数が触れる箇所については、お客様毎にこまめに消毒を実施すること。
- お客様毎に換気を実施すること。

⑦ 役務提供に関わる器具、用具、備品類

- エステベッド、ツール、ワゴン、エステ機器等は、使用の都度こまめに消毒すること。
- ペーパーブラ、ペーパーショーツ、ペーパースリッパはすべて使い捨てとすること。
- お客様の皮膚や毛髪に直接接する器具、用具類は、使い捨ての物を使用するか、素材に合わせた消毒法でお客様毎に消毒済みの物と交換を行うこと。
- 化粧品はお客様毎に、消毒済みのスパチュラ等を使用し、消毒済みのシャーレに取り使用すること。2度づけは行わないこと。
- 使用済みの備品は必ず消毒をする。
- まくら当て、シーツには極力使い捨ての紙製品を使用すること。必ず、お客様毎にこれを取り替えること。
- その他お客様に接するリネン類はお客様毎に消毒済みのものと交換し、消毒した後、洗剤を用いて洗濯を行うこと。また、リネン類の衛生措置は、素材に合わせた消毒（化学的及び物理的消毒法）を行うこと。また、お客様毎に全て消毒が徹底されていることが必要なため、「消毒済み・未使用のもの」と「使用済みのもの」を、明確に分けて保管すること。また、保管場所は、定期的に消毒を行う。
- スチームタオルやスポンジを使用する場合は、必ず消毒して使用する。もしくは、使い捨てのコットン又はフェイスガーゼ等を使用すること。やむを得ず、消毒して使用する場合は、素材に適した消毒剤を用いること。

- 役務提供に伴い生じるゴミや汚れた物は、その都度蓋付きの容器に捨てること。また、ゴミはビニール袋に入れて密閉し、口を縛った状態で廃棄すること。
- ゴミを回収する際は、マスクや使い捨て手袋を着用すること。マスクや手袋を脱いだ後は必ず手指消毒または手洗いを行うこと。
- 器具及び布片類は、「消毒済みのもの」と「使用済みのもの」とを区別し、それぞれを定められた容器に収めること。
- 保管状況に問題がある場合や、使用をひかえたほうが望ましい化粧品、医薬品等を使用しないこと。

⑧ 役務提供者

- 役務提供の前後に手洗い・手指消毒を徹底し、役務提供中も必要に応じて手指消毒を行うこと。
- マスクを正しく着用すること。なおマスクは感染防止を徹底することから不織布マスクなどの飛沫防止性能の高いものを使用することが望ましい。マスクの正しい着用方法については、厚生労働省 HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」をご参照ください
- 着用中はマスクに触れないよう徹底し、使用後はマスク本体に触れないようにして耳からゴムを外し廃棄する。
- マスクを着用していてもお客様と近づき過ぎないように配慮すること。
- マスクや手袋を脱いだ後は必ず手指消毒を行うこと。
- 役務提供の準備中、役務提供作業中は、マスクと共に清潔なユニフォームを着用すること。消毒、洗濯をこまめにおこなうこととし、万が一、お客様の「咳」や「くしゃみ」が曝露した場合は、ただちに別のユニフォームに取り替えること。
- 眼鏡・ゴーグルやフェイスガード等を使用し目への飛沫の侵入を防ぐ保護をすること。
- お客様毎に、手洗いを徹底すること。お客様の使用したタオルやリネンの除去の際にはゴム手袋等を使用すること。新しいタオルやリネンの交換の前には、手洗いを実施すること。
- 感染症の疑いのあるお客様を接客した場合は、以後他のお客様の役務提供はしないで直ちに上長に報告し指示を仰ぐこと。
- 手指消毒をよりこまめにすることを心がけること。

⑨ 役務提供店舗内の換気

- 役務提供終了の都度、または1時間2回以上、かつ、1回に5分間以上、または常時にて、窓やドアを開けて店舗全体の換気をおこなうこと。
- 換気の際は、2方向に換気・吸気ができる窓やドアを開放し十分な換気を確保すること。また、空気が滞る場合には換気扇や扇風機を用いた設備を備えていること。
- 温度計、湿度計、二酸化炭素濃度測定機などを活用し、十分な換気をすること。HEPA フィルタ式空気清浄機やサーキュレーターを補助的に活用することも考えられる。

⑩ レジ及び金銭授受

- 対応前後には必ず手洗いまたは手指消毒を行うこと。
- お客様の手が触れる可能性のある部分は、事前に消毒を済ませておくこと。

- 会計の際に使用した、カードリーダー・タブレット・キャッシュトレイ、ペン等も、対応後は消毒を行うこと。
- 現金の直接的な授受を避けるため、可能な限りキャッシュレス決済を導入すること。
- やむを得ず現金等の授受を行う場合は、トレイを使用しお客様との直接的な接触は避けること。

⑩ その他高頻度接触部位の消毒

- 化粧品等のテスターにも衛生的配慮を講じること。
- タブレットやタッチパネル等を使用した場合は消毒を行うこと。
- 店舗内およびスタッフルームの電話、パソコンのキーボード、ボールペン、レジ周りの備品類、冷蔵庫のドア、電子レンジの操作ボタン等も適切に消毒または除菌を行うこと。

⑪ スタッフルーム及びスタッフの休憩スペース

感染リスクが高まる「5つの場面」の「場面5 居場所の切り替わり：仕事での休憩に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化より、感染リスクが高まることもある。」との指摘があることから休憩スペースでも以下の注意を行うこと。

○設備について

- 飲食等による感染防止の徹底し、飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食をしないようにする。
- 椅子を間引くこと等間隔を空けた座席配置、顔の正面からできる限り2mを目安に最低1m距離を確保することを含め真正面の座席配置回避、アクリル板等パーティション設置等など実施すること。
- 休憩スペースの常時換気又はこまめな換気を徹底する。
- 共用する物品（テーブル、椅子等）の定期的な消毒。消毒方法については、厚生労働省HPの「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

○利用について

- 食事中以外のマスク着用を徹底すること。
- 入室前と退室後には手洗い、手指衛生を徹底すること。
- 休憩スペースの利用に際しては人数制限や利用時間をずらす等の工夫をすること。
- （食事、喫煙を含む）休憩・休息の際はできるだけ2mを目安に最低1m以上、顔の正面から距離を確保し、一定数以上が同時にスペース内に入らないよう、収容人数を決めて従業員に混雑時間帯の利用回避を周知したり、スペースの追設や休憩時間をずらす工夫をすること。
- 食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えるか、会話の場合はマスクを必ず着用する。またマスクを着用している場合も会話を短くすることを心掛け、大声にならないように注意すること。

○その他

- 車輛での移動の場合にも正しいマスク着用、換気徹底をはじめとする上記休憩スペースでの対策に留意する。
- 会議を実施する場合、三密の回避、換気の徹底、身体的距離の確保、時間を短くすること、マスクの正しい着用に留意すること。

3. スタッフの健康管理／処遇

対応指針6： お客様とスタッフを守るため、スタッフの健康管理を徹底すること。万が一、新型コロナウイルス感染症に感染が判明した場合でも、不当な扱いはしないこと。

- ① スタッフに感染が高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」を理解してもらい、日常生活においても感染を防止するように努めること。（5ページ参照）
 - ② 職場における検査の更なる活用・徹底を図る。
 - 1 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
 - 2 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
 - 3 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合や従業員が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その従業員に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。（行う場合は複数回（当日と翌日等）行うことを推奨）
 - 4 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。
 - 5 抗原簡易キットの購入にあたっては、以下が必要。
 - ① 連携医療機関を定めること
 - ② 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
 - ③ 国が承認した抗原簡易キットを用いること
 - 6 これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>
(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>
(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)
 - 7 また、寮などで集団生活を行っている場合や、従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境（労働集約的環境）、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。
 - ワクチン接種について厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照する。
- 注：上記対応が困難な場合は、体調がすぐれない方には速やかに最寄りの医療機関を受診させ医師の判断を仰ぐこと。
- ③ スタッフ全員の執務前後の体温チェックを徹底すること。
 - 熱がある場合は即出勤停止とする。

- 最低限出勤時と退勤時に体温と体調をチェックし、その結果を記録し上長が確認する手順を徹底する。
- ④ スタッフ本人に感染が疑われる症状及び感染者との接触があることが判明した場合は適切な処置を講じること。
- 感染が疑われる症状
- 原因不明の風邪の症状（くしゃみや咳が出る）がある。
 - 熱がある。
 - 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさがある。
 - 咳、痰、または胸部に不快感がある。
 - 強い味覚・嗅覚障害がある。
 - その他新型コロナウイルスに感染している疑いがある症状がある。
- 感染者との接触
- 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合。
 - 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
 - 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合。
- 上記の症状や感染者との接触が判明した場合は以下の措置をとること。
- 即刻出勤停止とする。
 - 他のスタッフ、およびお客様との接触について正確な実態把握を実施する。
 - 保健所に連絡をし、指示をあおぐ。
 - 個人情報の保護に充分留意し、対応をする。
- ⑤ サロン休業や出勤停止の保証
- サロン休業や出勤停止の際の賃金保証については各社の固有事案であるが、スタッフの発症もしくは濃厚接触者と指定されたことによる出勤停止の場合は、休業手当の支払いが必要ないことがあり得るものの、サロン側の判断でのサロンの休業の場合は、休業手当の支払いが必要になることもあり得る。そのほか、スタッフの子供が登校停止等になった場合の欠勤など、想定される複数のケースの対応の方向性を、あらかじめサロンとしてスタッフと十分に話し合っておくことが望ましい。
 - 法令等の施行により、サロンがとるべき対応に変更を求められることも考慮し、常に厚生労働省や都道府県、市町村のホームページをチェックし、対応をアップデートすることが望ましい。
- ⑥ スタッフの移動に関する感染防止対策
- 感染が流行している地域から移動や感染が流行している地域への移動は控える。
 - 出張はやむを得ない範囲にて実施する。
 - 発症した時のため、接客以外にも誰とどこで会ったかの記録は残す。
 - サロンの所在地域及びスタッフの居住地域における感染状況に注意し、出勤の可否も含めて出退勤時間帯を配慮する
- ⑦ 新型コロナウイルス接触確認アプリのインストールの推進と活用
- 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に資するよう、新型コロナウイルス感染症対策テックチームと連携して、スマートフォン用新型コロナウイルス

接触確認アプリ COCOA^{※1} を開発しました。積極的にお客様のスマートフォンへのインストールの推奨^{※2} をお願いいたします。

※1 COVID-19 Contact Confirming Application

※2 利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く受けることができます。利用者が増えることで、感染拡大の防止につながることが期待されます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

アプリは以下 QR コードよりインストールしてください。

(iphone 以外)
Google Play



(iphone)
App Store



- アプリインストール後は、毎日陽性者との接触を確認してください。
- 携帯電話の使用を控える場面でも、接触確認アプリ（COCOA）を機能させるため、可能な限り電源及び Bluetooth を on にした上で、マナーモードにて使用してください。医療機関等で、携帯電話の電源及び Bluetooth を on にすることによる悪影響がある場合には、それを優先してください。
- 「COCOA」以外でも接触感染確認を通知するアプリが各自治体で推奨されている場合があるので積極的に利用することも推進してください。
- 可能であれば、利用者のQRコード読取の導入も推奨されます。

厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）」も参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html#Q1

なお本ガイドラインは新型コロナウイルスに関して作成されたものですが、以下厚生労働省「感染症の範囲及び類型について」に記載されている各種感染症への感染が疑われる場合も業務提供に従事できないことを理解しておいてください。

<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10601000-Daijinkanboukouseikagakuka-Kouseikagakuka/0000040509.pdf>

4. 緊急時の対応について

対応指針7： お客様に関する感染情報に接した場合の対応を徹底すること。

- ① 保健所への報告
 - お客様に関わる感染情報を取得した場合、まず即時に保健所へ報告し、求められる情報の速やかな開示を行うこと。
 - お客様の連絡先等の記録を管理して都度払いのお客様であっても最短でも3カ月程度は保持し、万一、サロンにおいて感染が確認された時にはすぐに追跡できるように整理しておくこと。
 - 特に感染者あるいは感染の疑われるお客様の到着時間からお帰りの1時間後くらいまでに、同じ時間帯にご来店されていたお客様をリストアップし、報告できるようにすること。
 - 感染防止のため関係各所に報告を行わなければいけないが、お客様のプライバシー及び個人情報の保護も重要であるため、各サロンで情報公開ポリシーをあらかじめ決めておき、お客様にご理解いただくこと。
 - 近年は、保健所以外に、市役所や町村役場が業務を担当している場合があるため、自分のサロン所在地の所轄保健所の確認をしておくこと。
 - 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、来店されたすべてのお客様の名簿を適正に管理すること。
- ② 保健所の指示に従った上で休業を行う場合は、関係者への周知を図ること。
あらかじめ、継続的役務提供契約等を締結しているお客様に対しての役務提供期間の延長や中途解約などの対応等についての、サロンの方針を決めておくこと。
- ③ 感染者利用などの判明により同時間帯に来店していたお客様への連絡、あるいは逆のケースとしてお客様から自分が利用していた月日や時間の問い合わせなどが集中するケースが考えられることから、現場負担が多くなること想定と、発生した場合の対応の事前検証が望ましい。
- ④ 自社内だけでなく行政に対する関連者リスト提出を求められる場合を想定し、抽出するデータベースの確認や作表の手順など具体化しておくことが望ましい。
行政に提供する情報と提供しない情報について、お客様にご理解頂いていることが望ましい。
- ⑤ 休業をする場合は、所管保健所により指揮の有無等の判断が分かれているのが現状であるため、保健所等との意思疎通に留意すること。
- ⑥ 施設汚染が発生すると専門業者による施設の消毒が求められるので、既存取引先・地域の業者から対応の可否を確認しておくことが必要である。

5. お客様（コース契約者）への感染拡大防止期間中の対応

対応指針8： 予約キャンセル等への対応の仕方をあらかじめ決めておくこと。

- ① 通常期に比べて、感染の不安から予約キャンセルの問い合わせが増えることが想定されるため、感染防止対策の徹底状況をお客様に説明できるようスタッフ間で共有しておくこと。
- ② 感染の不安からの予約キャンセルの場合のキャンセル料は、通常よりも低くするか無償とするか等、事前に検討しておくこと。
- ③ 「中途解約」への対応
 - ア)：サロンが休業した場合は、休業期間分について役務提供期間の延長を行うなどの措置を講じること等を事前に検討し、休業時にすぐにお客様に告知できるよう準備する必要がある。
 - イ)：お客様から「中途解約」の申し入れがあった場合は特定商取引に関する法律により無条件にて手続きを行うこととなっているため、必ず対応すること。

6. 感染者及び濃厚接触者となったスタッフの復職について

対応指針9：感染者、濃厚接触者の復職について

(1) 復職の目安について

復職に関しては、感染者を管理している当該保健所の指示、または感染者の主治医の判断に従い決定すること。

(2) なお、復帰に関する考え方については以下【参考】を参照すること。

(2) 差別の禁止

- 感染者はもとより、家族や職場の同僚に対しての不当な差別や偏見などは決してあってはならない。
- 不確かな情報をもとに、嫌がらせ、いじめ、退職勧奨や SNS 上での誹謗中傷などを行わないことを関係者に理解してもらう。

(3) 保健所との連携

- 保健所との連絡対応者となる担当者をあらかじめ決めておく。
- 感染者が在籍する場所のフロアの見取り図（座席の配置、机の大きさ、通路の幅など）、職場内外における接触者の記録（感染者の発症前 2 日 からの会議同席者、ランチや会食などを共にした者など）を事前に準備しておく。
- 事業者の責任で職場の消毒を実施する。また必要な場合には保健所との相談の上、感染者の 執務エリアもしくは事業所の一時閉鎖などの対応を決定する。ただし一律に部分的、全体的施設閉鎖等を考慮する必要まではない。

(4) その他の注意事項について

- 感染予防にあたり従業員教育が最も重要であり、優先度が高いので労使共同で実施を行う。
- 従業員に対しては、感染経路、クラスター発生要因、初発症状、予防方法、感染者発生時の対応などを教育し、日常の体調管理、出勤前の体温確認、日々の行動記録を行わせる。
- 上司には部下が 気軽に連絡・相談ができる風土を構築する役割が求められる。体調不良の際にも上司や同僚に気兼ねして出勤する事で、感染を広げてしまう原因となることを理解させる。
- 感染した従業員は不安を感じているため、従業員及びその家族に対して精神面での支援に加えて、休業中（自宅待機中含む）の賃金面での支援を行う。
- 従業員が新型コロナウイルス感染症に対して過度な不安（自分は感染したかもしれない、新型コロナウイルス関連のニュースばかり見てしまう、日常生活にストレスを感じる）を感じ、日常生活に支障を来す事がある。気づいた場合には、該当従業員への対応について産業保健職等への相談をすること
- メンタルヘルス不全で休業中の従業員が、「在宅勤務なら復職が可能である」との主治医の診断書を提出する事がある。労務管理上の課題や在宅勤務

によるストレスも予想されることから、必ずしも在宅勤務が業務負荷の軽減となる訳ではない。従業員の同意を得たうえで、主治医からの情報や意見を収集して、産業医等が在宅勤務の適用について慎重に評価すべきである。

【参考】「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」第5版 20P-21P抜粋
一般社団法人 日本渡航医学会 公益社団法人 日本産業衛生学会

(3) 感染した従業員の職場復帰

○感染症法第18条に基づく就業制限の解除については、退院前にPCR検査を必須とせずに、「発症日から10日間を経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合」は、就業制限を解除してよいとされている。なお変異株への感染が確定した場合は退院前にPCR検査が必要とされていたが、2021年4月8日の通達では従来型と同様に対応することに改められた。（復帰にあたっては、PCR検査は必要しない、ということ）新型コロナウイルス感染症に罹患した従業員の職場復帰は表5の基準を参考にする。

表5 感染した従業員の職場復帰の目安

診察医や保健所の指示に従い職場復帰させる。

ただし次の条件をいずれも満たす状態で職場復帰させる。

- 発症後（ないし診断確定後）に少なくとも10日が経過している。
 - 解熱後に少なくとも72時間が経過しており（a）、発熱以外の症状が改善傾向である（b）。
 - （a）解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を服用していない
 - （b）咳・倦怠感・呼吸苦などの症状（ただし味覚・嗅覚障害については遷延することがある）
- 診察医や産業医等から職場復帰に関する助言を受け、無理のない職場復帰を行うこと。
- 医療機関等への負担がかかる各種証明書（「陰性証明書や治癒証明書」）の請求はできるだけ控えること。

○従業員が濃厚接触者となった場合

（中略）

（1）事業者は従業員情報（氏名などの基本情報、連絡先、職場座席表、行動履歴、会議や会食の同席者を含む）を保健所に提供する。

（2）全ての濃厚接触者に検査（初期スクリーニング）が行われる。検査結果が陰性だった場合でも、「患者（確定例）」の感染可能期間の最終接触日から14日間の健康観察が指示される。

（3）同居者は原則として濃厚接触者となる。そのため従業員の同居者が患者で自宅療養する場合には、患者の自宅療養解除日から、さらに14日間の健康観察期間が求められることがある。

（4）保健所による積極的疫学調査により、従業員が濃厚接触者と判断された場合は、事業所の管轄の保健所の指示に従い感染防止の措置を講じること。

（5）事業者の判断で、濃厚接触者の健康観察期間を延長したり、濃厚接触者以外の者に自宅待機などを指示する場合には、関係法令や就業規則等に基づいた対応を行うこと。

最後に

本ガイドラインの要点をまとめたチェックリスト（別添）を活用し、感染症対策の徹底をお願いいたします。

エステティックサロンはクラスター感染の発生源となるリスクは低いものの、発生時には営業活動を一時的に停止するなど、大きな影響が考えられます。

万が一発生した場合でも、対応不備による事態の悪化等を回避し、積極的な感染防止対策を講じることは、お客様の不安を解消しさらなる信頼獲得にもつながります。

また「新しい働き方」として、社会的にテレワークや時差通勤が急速に広がることから予想されることからエステティックサロンの営業時間やサービス内容についても社会ニーズに合わせて再検討する必要があると思われれます。

業界として、お客様とエステティシヤンの健康を守るためにも、適切な衛生管理を励行し、万全の体制で運営を心掛けていただきますよう深くお願い申し上げます。

<参考>

首相官邸 新型コロナウイルス感染症に備えて

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

首相官邸 感染症対策特集

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q3

外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

公益財団法人 日本エステティック研究財団

<http://www.jerf.or.jp/>

2020.05.11

3.0版

2020.05.20

3.1版

2020.12.28

4.0版

2021.07.20

4.1版

2021.10.12

4.2版

「エステティックの衛生基準」

「エステティックの衛生基準」			注意事項
1	衛生管理基礎知識の習得		
	エステティック営業施設で業務を行う者は、以下の衛生管理に関する知識を習得すること。		
①	衛生管理		
	・目的		
	・病原微生物		
	・感染経路		
②	感染対策		
	・病原微生物の侵入防止		
	・侵入した病原微生物の除去		
	・主な感染症とその対策		
2	衛生管理体制の構築		
①	衛生管理要領		
1)	・開設者は施設及び取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業者に周知徹底すること。		
②	衛生管理責任者		
1)	・開設者は施設ごとに衛生管理責任者を定め、エステティックが衛生的に行われるように、常に従業者の衛生教育に努めること。		
2)	・開設者は施設ごとに定めた衛生管理責任者に対して衛生管理に関する適切な研修を実施すること。		
3)	・衛生管理責任者は、開設者の指示に従い責任をもって衛生管理に努めること。		
4)	・衛生管理責任者は常に従業者の健康状態について毎日確認し、従業者が感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者の施術をただちに禁止し、当該疾患が治癒するまで施術に従事させてはいけない。また以下の症状がある場合は、受診させるなど適切な処置をとること。(発熱 嘔吐 下痢 腹痛 発疹 咳など)		
5)	・衛生管理責任者は、毎日、エステティック営業施設の施設、設備、器具等の衛生全般について点検管理すること。		
3	衛生的取扱い		
①	手指衛生		
1)	・開設者は、施術室内及び施設内の適切な箇所に従業員専用の流水装置の手洗い設備を設けること。		
2)	・手洗い設備は、流水装置とし、手洗いに必要な石ケン・消毒液等を備え、清潔に保持し、常に使用できる状態にしておくこと。		
3)	・施術前と施術後を除き、目に見える汚れがない通常の手指衛生は、速乾性擦式消毒剤による消毒を行うこと。		
4)	・施術前と施術後及び目に見える汚れがある場合には流水を用いた衛生的手洗いを行った後、速乾性擦式消毒剤による消毒を行う。手指の洗浄後は、清潔なタオル、使い捨てのペーパータオル等で拭き取ること。		衛生的手洗いは、手洗い手順イラストに従って行うこと。
②	環境		
1)	・施設内で使用する石油、ガスの燃焼による暖房器具または給湯設備は、密閉型または半密閉型が望ましい。		やむを得ず開放型の暖房器具(室内空気を使って燃焼し、排気を室内に出す)を使用する場合は、特に換気に注意すること。
2)	・施術室内の環境は以下のとおりとすること。		
施術室内の室内環境			
照度	300LUX 以上	施術中の施術面 300LUXの目安 30W蛍光灯2本 リラクゼーション目的でやむを得ず照度を落とす場合は、施術前後に300LUX以上で施術面の観察を行うこと	
二酸化炭素濃度	1,000ppm 以下	倦怠感、頭痛、息苦しさ等があったらすぐ換気	
一酸化炭素濃度	10ppm以下	軽度の頭痛を感じたらすぐ換気	
浮遊粉塵	0.15mg/m ³	ほこりやカビなどが原因 清掃を徹底する	湿度が高くなりやすい施術室の家具は、真菌が増殖しやすい木製ではなく、プラスチック製、金属製が望ましい。
室温	17~28℃	目安とする	

	相対湿度 40~70%	目安とする 湿度計で適宜確認	施術室はスチーマーなどの影響で相対湿度が高くなりカビが発生するおそれがあり、施術を行っていない時間に集中的に換気するなど相対湿度の管理に注意すること
3)	・施術室内には、不必要な物品等を置かないこと。		
4)	・施術室内をねずみ及び昆虫等が生息しない状態に保つこと。		病原微生物を媒介する恐れのあるねずみ、ゴキブリ、ハエ、蚊、ノミ、シラミ、ダニ等に特に注意し、生息していたら適切に駆除する。
③ 清掃			
1)	・施設は必要に応じ補修を行い、1日1回以上清掃し、衛生上支障のないようにすること。		
2)	・排水溝は、廃棄物の流出を防ぎ、排水がきちんと行われるよう、必要に応じ補修を行い、1日1回以上清掃を行うこと。		
3)	・器具等を洗浄消毒する洗い場は常に清潔に保持し、汚物が蓄積し、又は、悪臭等によりお客様に不快感を与えることのないようにすること。		
4)	・施術室内の壁、天井、床は、常に清潔に保つこと。		
5)	・消毒済みの器具類、タオル類、その他の用具類の保管場所は少なくとも1週間に1回以上清掃を行い、常に清潔に保つこと。		
6)	・照明器具は少なくとも1年に2回以上清掃するとともに、常に適正な照度維持に努めること。		
7)	・換気装置は定期的に点検・清掃を行うこと。		
8)	・トイレは常に清潔に保持し、定期的に殺虫および消毒すること。		トイレ掃除に使用する雑巾は使い捨てが望ましいが、再利用する際は使用後消毒すること。消毒は汚れを落とした後で0.1%次亜塩素酸ナトリウム(有効塩素濃度1000ppm)で消毒することが望ましい。
9)	・清掃用具は専用の場所に保管すること。		再利用する雑巾は、きちんと洗浄し乾燥させること。
④ 器具及びタオル類の取り扱い			
1)	・器具類及びタオル類は、十分な量を備えること。		
2)	・皮膚に接する器具類は、お客様一人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。		
3)	・皮膚に接するタオル類は清潔なものを使用し、お客様一人ごとに取り替えること。		
4)	・皮膚に接するタオル類、器具類は使用後に洗浄し、消毒すること。施術直後に洗浄できない場合は、使用済みのタオル類、器具類専用のふた付きの容器に収納すること。		
5)	・施術に伴って生ずる廃棄物はふた付きの専用容器に入れ、適正に処理すること。		
6)	・洗浄および消毒済みの器具類は使用済みのものと区別して、清潔で乾燥したふた付きの収納ケース等に保管すること。		
7)	・お客様用の上掛けは使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。(白色又はこれに近い色で、汚れが目立ちやすい上掛けを使用することが望ましい)		
8)	・皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、お客様一人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。		
9)	・感染症もしくはその疑いのある者または皮膚疾患のある者を扱ったときは、施術終了後従業員の手指や使用した器具等の消毒を厳重に行うこと。		
10)	・エステティックの施術に電気及びガス器具を使用するときは、使用前に十分にその安全性について点検し、使用中も注意を怠らないこと。		
11)	・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による承認を受けた医薬部外品又は化粧品は、適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。		
12)	・営業施設内に浴室又はサウナ室を設ける場合には、公衆浴場法の規定によること。		
⑤ 消毒方法			
1)	使用済みの器具類の洗浄・消毒をする前に使い捨て手袋、エプロン等を装着すること。		水撥ねによる感染を防止するためにマスク、ゴーグルをすることが望ましい。
2)	皮膚に接する使用済み器具類は、使用後流水で流す→洗剤をつけたスポンジ等で器具類の表面をこする→流水(10秒以上、10以上)で流す手順で洗浄し汚れを落とした後以下のいずれかの方法で消毒すること。消毒液を使用した場合、消毒後流水ですすぎを行うこと。		有機物(汚れ)が残っていると消毒の効果が低下する可能性があるため洗い残しがないようにする。
3)	●血液・体液が付着した可能性のある器具類		
⑤-2) 流水洗浄後以下のいずれかの方法で消毒すること。			
	・熱水による消毒は80℃で10分とする。		プラスチックは熱で変形するものがあるので注意すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 0.1%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度1000ppm)中に10分間浸すこと。 	<p>金属器具及び動物性繊維製品は腐食、プラスチックやゴムは劣化の可能性があるため、使用する場合は、必要以上に長時間浸さない、消毒後すぐに洗い流す等取扱に注意すること。また、発する蒸気で目や呼吸器系に刺激性を有することがあるためふた付き容器を使用すること。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 76.9v/v%～81.4v/v%エタノール液(消毒用エタノール)中に10分間以上浸すこと。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 煮沸による消毒は、沸騰してから2分以上は煮沸すること。 	<p>プラスチックは熱で変形するものがあるので注意すること。火傷を負う危険性があるので注意すること。</p>
4)	<ul style="list-style-type: none"> ●血液・体液が付着した可能性がない器具類 	
	<ul style="list-style-type: none"> ⑤-2)と同様に流水洗浄後以下のいずれかの方法で消毒する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ⑤-3) 血液・体液が付着した可能性のある器具類の消毒方法 	
	<ul style="list-style-type: none"> 76.9v/v%～81.4v/v%エタノール液(消毒用エタノール)を含ませた綿もしくはガーゼで器具表面を拭くこと。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 0.02～0.05%次亜塩素酸ナトリウム液(有効塩素濃度200～500ppm)中に1分間以上浸すこと。 	<p>消毒液は、購入後長期間保管せず、冷暗所に保管すること。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 紫外線照射による消毒は、紫外線消毒器内の紫外線灯で、85 μ w/cm²以上の紫外線を連続して20分間以上照射すること。 	<p>構造が複雑で直接紫外線の照射を受けにくい形状の器具類の消毒には適さない。定期的に紫外線灯及び反射板を清掃すること。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気消毒を行う際は、蒸気消毒器内が80℃を超えてから10分間以上湿熱に触れさせること。(温度計により器内の最上部の温度を確認することが望ましい。) 	<p>プラスチックは熱で変形するものがあるので注意すること。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 0.1%～0.2%逆性石ケン(塩化ベンザルコニウム又は塩化ベンゼトニウム)液中に10分間以上浸すこと。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 0.1%～0.2%両性界面活性剤液(塩化アルキルポリアミノエチルグリシン又は塩化アルキルジアミノエチルグリシン)中に10分間以上浸すこと。 	
5)	<p>タオル類の消毒</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ●皮膚に接する使用済みタオル類は、以下の方法で消毒すること。血液や体液が付着したタオル類は、他のタオル類と別に消毒(洗濯前にも0.1%(有効塩素濃度1000ppm)液へ30分間浸漬を行う。)を行うか廃棄すること。 	<p>発する蒸気で目や呼吸器系に刺激性を有することがあるためふた付き容器を使用すること。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 熱水による消毒は80℃で10分とする。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 使用済みタオル類は、「洗濯➡すすぎ」の工程の後、0.02%の次亜塩素酸ナトリウム液に5分間浸漬する。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気による消毒は、使用済みタオル類を洗剤で洗浄後、蒸気消毒器に入れ、器内が80℃を超えてから10分以上保持させること。この場合、器内の最上部のタオル等の中心温度が80℃を超えていないことがあるので蒸気が均等に浸透するように十分注意すること。 	
⑥	<p>吐しゃ物の処理(血液も同様)</p>	
	<p>(1)十分な換気を行い、使い捨てマスク、エプロン、手袋を装着</p>	<p>使い捨て手袋は2重にする。</p>
	↓	
	<p>(2)ペーパータオルで吐しゃ物を覆い、上から0.1%(有効塩素濃度1000ppm)次亜塩素酸ナトリウム液を振りかける。</p>	<p>消毒薬は、吐しゃ物と同量程度</p>
	↓	
	<p>(3)新しいペーパータオルで外側から内側に向けて吐しゃ物を除去し、ビニール袋に入れる。</p>	<p>吐しゃ物の除去が終わったら上側の手袋を取りビニール袋に入れる。</p>
	↓	
	<p>(4)吐しゃ物を取り除いた床面にペーパータオルを広めに敷き詰め、0.1%(有効塩素濃度1000ppm)次亜塩素酸ナトリウム液を振りかけ、そのまま10分おいた後取り除き吐しゃ物を入れたビニール袋に入れる。</p>	
	↓	
	<p>(5)0.1%(有効塩素濃度1000ppm)次亜塩素酸ナトリウム液に浸したペーパータオルで床面を拭く。</p>	<p>スリッパや靴の裏も消毒する。</p>
	↓	
	<p>(6)新しいペーパータオルで水拭きする。</p>	<p>エプロンや手袋など使用したものを吐しゃ物を入れたビニール袋に入れ、口を閉め、新しいビニール袋に入れ袋を二重にして口を閉め廃棄する。</p>
	↓	
	<p>(7)最後に石ケンで手洗いし、マスクを外す。</p>	
	<p>⑧その他の消毒</p>	

1)	・間接的に皮膚に接する器具類についても、その材質に応じて上記に掲げた消毒方法のいずれかの方法により消毒すること。	
2)	・エステティック施設の施設、汚物箱等の設備については、適宜、消毒すること。	
	4 健康状態の把握	
1)	・従業者は常に爪を短く切り、身体及び頭髪を清潔に保ち、お客様に不潔感、不快感を与えることのないようにすること。顔面施術時には清潔なマスクを使用すること。	
2)	・従業者またはその同居者が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下感染症法という)における一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の患者又はその疑いがある場合は、従業者本人が感染していないことが判明するまでは、施術に従事させてはならない。	
3)	・感染症法における四類感染症 五類感染症等の感染症に罹患している場合は、適切な感染防止対策を行うこととする。	
4)	・開設者は従業者に定期的に健康診断を受診させ、健康状態を管理しておくこと。	
	5 健康被害防止対策	
1)	・従業者はエステティック施術を行うにあたり、事前に感染症及び皮膚疾患等の治療中か、アレルギー体質か、薬を服用しているか、敏感肌であるか、その他エステティック施術を受ける障害のないことを、お客様に確認すること。	
2)	・従業者は、お客様がエステティック施術期間中に体調を崩したり、施術部位に異常が生じた場合、直ちに施術を中止し、医師の診察を受ける等の適切な処置を実施すること。	
	6 施設・構造	
1)	・施設は、隔壁等により外部と完全に区分されていること。	
2)	・施設は、ねずみ及び昆虫の侵入を防止できる構造であること。	
3)	・施術室の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用し、清掃が容易に行える構造であること。	
4)	・施設には、施術を行う施術室及びお客様の待合所を設けること。施術室と待合所は、明確に区分されていること。	
5)	・適当な広さのタオルや器具等を消毒する洗い場を設けること。洗い場は流水装置とし、給湯設備を設け、器具類、タオル類等を消毒する設備又は機材を備えること。	
6)	・トイレは隔壁によって施術室と区分され、専用の手洗い設備を有すること。	
7)	・施設には、従業員の数に応じた適当な広さの、更衣等を行う休憩室を設けることが望ましい。	
8)	・施術室は、施術及び衛生保持に支障をきたさない程度の十分な広さを有すること。居室、休憩室等の施術に直接関係ない場所から、隔壁等により完全に区分されていること。	